

屋外広告業登録の手引き

—屋外広告業を営むには登録が必要です—

屋外広告業の登録方法などについて書かれていますので、
最後までお読みくださるようお願いいたします。

令和3年5月

徳島県県土整備部都市計画課

1 屋外広告業の登録制度の概要

徳島県では、屋外広告物法の一部改正に伴い、徳島県屋外広告物条例の一部を改正し、平成18年1月1日から、屋外広告業を届出制から登録制に改めました。

これにより、徳島県内に営業所があるか否かを問わず、県内で屋外広告業を営むためには、事前に徳島県へ「屋外広告業の登録」をする必要があります。

屋外広告業の定義

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいい、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を言います。

この場合、元請け又は下請けといった形態の如何は問いませんが、屋外に広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負わないような場合は屋外広告業に該当しません。

よって、単に屋外広告物の印刷や製作を行うだけで、屋外に屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲示する物件の設置を行わない方も屋外広告業に該当しません。

(屋外広告の知識 第2章 2 定義より)

屋外広告業の登録について

(1) 登録期間

- ① 登録の有効期間は5年です。
- ② 登録の有効期間満了後、引き続き営業を行う場合には、更新の登録を受けてください。
- ③ 更新の登録を受けようとするときは、有効期間満了日の30日前までに登録の更新を申請してください。

(2) 登録申請

登録の申請者は、名称、住所、氏名、業務主任者などを記載した屋外広告業登録申請書(様式第6号)に、登録申請者等が登録拒否事由に該当しない旨の誓約書、その他の書類を添付して提出する必要があります。

●詳しくは、「2 登録の申請、変更・廃止等の届出」の中の「(1) 申請の方法」を参照してください。

(3) 登録事項の変更の届出

屋外広告業者は、登録申請書記載事項(添付書類を含む。)に変更があったときは、30日以内に、屋外広告業登録事項変更届(様式第7号)に必要な書類を添付の上、その旨を届け出る必要があります。●詳しくは、「2 登録の申請、変更・廃止等の届出」の中の「(3) 登録事項の変更・廃止等の届出」を参照してください。

(4) 廃業等の届出

屋外広告業者は、廃業等になった場合には、別に定めた届出義務者の方が、30日以内にその旨を記載した屋外広告業廃業等届出書(様式第8号)を届け出る必要があります。

●詳しくは、「2 登録の申請、変更・廃止等の届出」の中の「(3) 登録事項の変更・廃止等の届出」を参照してください。

(5) 業務主任者の選任

屋外広告業者は、営業所ごとに、屋外広告士や都道府県、指定都市又は中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者等の中から業務主任者を選任・設置する必要があります。

(6) 登録手数料

登録申請者は、登録手数料として10,000円（新規・更新ともに）が必要です。

（徳島県収入証紙10,000円分を購入し、申請書の所定の場所に貼り、消し込みはしないでください。）

登録後に行わなければならないこと

（平成18年1月1日までに徳島県に届出をされている業者の方で、引き続き届出のままで同年6月30日までの間、営業される方は、屋外広告業帳簿（様式第12号）を備え付けてください。）

(7) 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次の標識を掲示しなければなりません。

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、氏名又は名称	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	徳島県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

（縦35cm以上×横40cm以上）

(8) 帳簿の備え付け等

屋外広告業者は、営業所ごとに、その営業に関する事項で次の事項を記載した屋外広告業帳簿（様式第12号）を備え付け、これを5年間保存しなければなりません。

ア 注文者の氏名又は名称及び住所
イ 広告物等の表示又は設置の場所
ウ 表示又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
エ 表示又は設置の年月日
オ 請負金額

登録制度の実施について

(9) 登録の実施

知事は、登録申請書等の提出があったときは、審査事務等を行い、登録の拒否事由に該当する場合を除き、必要な事項を屋外広告業者登録簿に登録し、登録完了後は、その旨を登録申請者へ通知します。

登録の拒否事由

知事は、登録申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又は登録申請書・添付書類のうちに重要な事項について虚偽記載や重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否しなければならない。

ア 登録を取り消されてから2年を経過しない者
イ 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合であって、その取消日の前30日以内にその法人の役員であった者で、取消日から2年を経過しないもの
ウ 営業の停止を命ぜられ、停止の期間が経過しない者
エ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
オ 未成年者でその法定代理人（法定代理人法人である場合にあっては、その役員）がア～エのいずれかに該当するもの
カ 法人でその役員の中にア～エのいずれかに該当する者があるもの
キ 営業所ごとに業務主任者を選定していない者

注：法に基づく条例には、徳島県の屋外広告物条例に限らず、他の都道府県市の条例も含まれます。

(10) 屋外広告業者登録簿の備付け等

知事は、屋外広告業者登録簿を備え付け、閲覧させるものとします。

(11) 報告及び立入検査等

- ① 知事は、徳島県内で屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告をさせ、又は職員をして営業所等に立ち入り、帳簿・書類その他の物件を調査し、関係者に質問させることができる。
- ② 立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。
- ③ 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(12) 罰則等

屋外広告業の登録制度の導入に伴い、以下のことをした場合には、その登録を取り消し、又は6か月以内でその営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたり、罰金等を課せられることがあります。

- ① 無登録営業、不正手段による登録、営業停止命令違反
- ② 登録事項の変更の無届出又は虚偽の届出
- ③ 業務主任者の無選任
- ④ 報告等の拒否、虚偽の報告等、立入検査の妨害等、答弁の拒否等
- ⑤ 廃業等の無届出
- ⑥ 登録に関する標識の不掲示
- ⑦ 営業に関する帳簿の不備、未記載等
- ⑧ 法に基づく本県及び他の都道府県市の条例又はこれに基づく処分の違反

注：申請書等の様式については、末尾の様式一覧表を参照してください。

●徳島県屋外広告物条例及び同条例施行規則は、県ホームページで参照できます。

徳島県ホームページ内の基本情報（県例規）→体系目次→第13編土木→第5章計画内

（条例アドレス http://kaigi.pref.tokushima.jp/reiki/reiki_honbun/ao00109251.html）

（規則アドレス http://kaigi.pref.tokushima.jp/reiki/reiki_honbun/ao00109261.html）

2 登録の申請、変更・廃止等の届出

(1) 申請の方法

登録（更新）の申請は、末尾の徳島県県土整備部 都市計画課 まちづくり・事前復興担当まで、屋外広告業登録申請書と必要な書類（次の提出書類一覧表に掲げる書類）を提出してください。

提出は、来庁又は郵送により受け付けますが、郵送の際は、事務担当者の氏名、住所、電話番号等を明記し、連絡がとれるようにしておいてください。

●提出書類一覧表

提出書類名（様式番号）		申請者			備考
		法人	個人	未成年 （注1）	
・屋外広告業登録申請書（様式第6号）		○	○	○	
・誓約書（様式第6号の2） ※申請者が代表して誓約する。	申請者	○	○	○	
	申請者	○（注2）	○	○	
・略歴書（様式第6号の3）	法定代理人	/	/	○	
	役員（全員必要）	○	/	/	
	申請者	○（注2）	○	○	
・住民票の抄本又はこれに代わる書面	法定代理人	/	/	○	
	役員（全員必要）	○	/	/	
	業務主任者	○	○	○	
	登記事項証明書 （履歴事項の全部事項証明書又は登記簿謄本）	○	/	/	
・業務主任者が、条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 ※屋外広告物講習会修了者証の写し等		○	○	○	

注1：屋外広告業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者の場合に限ります。

注2：役員全員の中の申請者分ということです。

注：個人は、個人名で登録することになりますが、商号等がある場合は併記してください。

住民票の抄本等及び登記事項証明書は、原本を添付してください。なお、原本還付を希望される方は、その旨記載されるか、又は直接、都市計画課 まちづくり・事前復興担当まで御連絡ください。

申請書等の様式については、末尾の様式一覧表を参照してください。

(2) 登録手数料の納入

申請時には、10,000円分の徳島県の収入証紙を購入のうえ、申請書の所定の場所に貼付してください。（ただし、消印はしないでください。）

徳島県の収入証紙は、徳島県合同庁舎や総合県民局、阿波銀行各店舗、徳島大正銀行各店舗などで購入することができます。

収入印紙や他の収入証紙などと間違えないように注意してください。

(3) 登録事項の変更・廃止等の届出

登録後、その登録した事項に変更が生じた場合や屋外広告業を廃止する場合（徳島県内で屋外広告業を廃止する場合を含む。）は、変更のあった日又は廃止等に該当することになった日から30日以内に、末尾の徳島県県土整備部 都市計画課 まちづくり・事前復興担当まで届け出る必要があります。

① 登録事項に変更があった場合は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第7号）に変更に係る事項を証する書類を添付して届け出る必要があります。

変更事項によって、添付する書類が次のとおり定められているので注意してください。

変 更 事 項	添 付 書 類 等
○商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(法人の所在地、名称、代表者の氏名の変更) ・住民票の抄本又はこれに代わる書面(個人の氏名、住所の変更)
○県内において営業を行う営業所の名称及び所在地(追加・削除を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(登記事項に変更のある場合に限る。)
○法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・誓約書(様式第6号の2)※法人代表者が誓約する。 ・住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(様式第6号の3)※新たに就任した役員のみ
○未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、並びにその役員の職名及び氏名)	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書(様式第6号の2)※屋外広告業者である未成年者本人が誓約する。 ・住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・略歴書(様式第6号の3)
○営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・業務主任者が条例第29条第1項各号のいずれかに該当するであることを証する書面(屋外広告物講習会修了者証の写し等) ・住民票の抄本又はこれに代わる書面

② 内容により下表の届出義務者が、屋外広告業廃業等届出書(様式第8号)を届け出ます。

廃 業 等 の 内 容	届 出 義 務 者
○死亡した場合	その相続人
○法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
○法人が破産により解散した場合	その破産管財人
○法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
○徳島県内で屋外広告業を廃業した場合	屋外広告業者であって個人又は法人の代表役員

●様式一覧表

提出書類名	様式番号
○屋外広告業登録申請書	様式第6号
○誓約書	様式第6号の2
○略歴書	様式第6号の3
○屋外広告業登録事項変更届出書	様式第7号
○屋外広告業廃業等届出書	様式第8号
○屋外広告業者登録票	様式第11号
○屋外広告業帳簿	様式第12号

※様式のダウンロード
 県HPトップページ「分野別/県土づくり/都市計画」→「都市計画課」→「許可・認可・届出・申請」
 (登録申請書) <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2009082401857/>
 (変更届出書) <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2009082401871/>

●申請書等の提出先又は届等の届出先

770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁7F
 徳島県 県土整備部 都市計画課 まちづくり・事前復興担当
 電話番号 088-621-2566 ファクシミリ 088-621-2869